

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

政令

名御璽

國語卷之三

厚生労働省組織令の一部を改正する政令
内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「九人」を「八人」に、「検察官」を「検察官」に改め、「一人は関係のある他の職を占める者」を削る。

この政令は、令和元年七月九日から施行する。

名御璽

令和元年七月五日

政令第五十三号 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令
内閣は、**環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項、第二十一条並びに第三十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。**

十六の別表の項目 のうち、ワ又はカに該当する事業		発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
			修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
対象事業実施区域の位置		修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	

に改
文

二〇文合其、廿四三四月一日、^之廻行

力 発あ 電る出	ワ 事あ 業る出	ヲ 電あ 池る出	ル 事あ のる出
----------------	----------------	----------------	----------------

附
目

表第一の五の項目中	
ヨ ある発電所の変更の工事の事業	出力が一万キロワット以上で
ヲ ある発電設備の新設を伴う風力で	出力が一萬キロワット以上の工事での
事業	出力が七千五百キロワット以上の工事で
事業	出力が一万キロワット未満で

別表第一の五の項中

環境大臣 原田 義昭
内閣総理大臣 安倍 晋三